

作成日 1995年 7月 1日

改訂日 2017年 9月 1日 (第9版)

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称(製品名) 高炉セメント  
高炉セメント B 種

製品コード

会社名 エスメント中部株式会社

住所 名古屋市中村区名駅4-26-13 ちとせビル8階

担当部門 営業部 技術サービス室

電話番号 052-564-7208

FAX 番号 052-564-7213

メールアドレス

緊急連絡電話番号 052-604-7111

推奨用途及び使用上の制限

コンクリート、モルタル、ペースト等の原料として用いられる。

整理番号

### 2. 危険有害性の要約

GHS分類

健康有害性	皮膚腐食性及び皮膚刺激性	区分1
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分1
	特定標的臓器毒性(単回ばく露)	区分2(呼吸器系)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露)	区分2(呼吸器系)

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語

**危険**

危険有害性情報

重篤な皮膚の薬傷及び眼の損傷  
吸入した場合、臓器(呼吸器系)の障害のおそれ  
長年にわたる、又は反復ばく露による臓器(呼吸器系)の障害のおそれ

注意書き

[安全対策]

取扱い後はよく手、顔を洗うこと。  
保護手袋/保護衣/保護眼鏡/保護面を着用すること。  
粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。  
この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。

[応急措置]

吸入した場合: 空気の新鮮な場所へ移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚(または髪)に付着した場合:直ちに、汚染された衣類を脱ぐこと/取り除くこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。

眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。

直ちに医師に連絡すること。

飲み込んだ場合:口をすすぐこと。無理に吐かせないこと。

汚染された衣類を再使用する場合:洗濯すること。

ばく露又はばく露の懸念のあり、気分が悪い場合、医師の診断及び手当てを受けること。

[保管]

部外者が触れないような措置をし、保管すること。

[廃棄]

内容物/容器を国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。

### 3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物

化学名又は一般名 高炉セメント

化学特性(化学式等)

主成分名	物質名称	化審法番号	CAS 番号	
クリンカー	ケイ酸カルシウム	1-194	12168-85-3	65997-15-1 (ポルトランドセメントとして)
	アルミン酸カルシウム	9-2408	12042-78-3	
	鉄アルミン酸カルシウム	—	—	
せっこう	硫酸カルシウム	1-193	7778-18-9	
高炉スラグ		—	65996-69-2	

- 労働安全衛生法第 57 条の 2 第 1 項(通知対象物 酸化カルシウム)

化学式:CaO 化審法番号:1-189 CAS 番号:1305-78-8

高炉セメント(B 種)セメントに酸化カルシウムとして最大 2%含有する可能性がある。

- 化学物質排出把握管理促進法 第一種,第二種指定化学物質に該当しない。

### 4. 応急措置

吸入した場合 :速やかに新鮮な空気のある場所に移し、咳等が治まらなければ医療処置を受ける。

皮膚に付着した場合 :速やかに水で洗い流し、必要に応じて医療処置を受ける。

眼に入った場合 :速やかに清浄な水で最低 15 分洗眼したのち、医療処置を受ける。

飲み込んだ場合 :水でよく口の中を洗浄したのち、医療措置を受ける。被災者の意識がもうろうとしている場合、意識がない場合は、無理に吐かせないで、速やかに医療処置を受ける。

ばく露またはばく露の

懸念のある場合

:気分の悪いとき、医師の診断・手当てを受けること。

### 5. 火災時の措置

消火剤 :不燃物質であるため必要としない。

使ってはならない消火剤 :情報なし

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・ 回収作業には、保護手袋、保護長靴、保護眼鏡、防塵マスク等の保護具を着用する。

環境に対する注意事項

- ・ 粉じんが飛散しないようにする。
- ・ 濃厚な洗浄水は中和、希釈処理等により、河川等に直接流出しないように対策をとる。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

- ・ 漏出、飛散した場合には、掃除機、スコップ、箒等により、できるだけ粉体の状態で回収し、廃棄まで容器で保管する。やむをえず床面等に残ったものは、水で洗浄する。洗浄水は回収し、中和処理等により適切に処理する。
- ・ 回収物や回収した洗浄水は、13. 廃棄上の注意 に従い、廃棄または排水する。

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

取扱者のばく露防止: 眼、皮膚等への接触を避けるために、適切な保護具(保護手袋、保護長靴、保護眼鏡、防塵マスク等)を着用する。

取扱い後は、顔、手、口等を水洗いする。

局所排気・全体排気 : 屋内で取り扱う場合は、換気に注意する。

安全取扱注意事項 : みだりに粉塵が発生しないように取扱う。

接触回避 : アルカリ性なので、酸性の製品との接触を避ける。

保管

安全な保管条件

混触禁止物質

- ・ 水と接触のおそれがない場所に貯蔵すること。

適切な保管条件や避けるべき保管条件

- ・ 部外者が触れない措置を講ずること。
- ・ 乾燥した場所に保管する。

安全な容器包装材料: 防湿性の容器

## 8. ばく露防止及び保護措置

設備対策

- ・ 室内で取り扱う場合は管理濃度以下にするために十分な能力を有する換気装置を備える。
- ・ 多量に取り扱う場合は集塵機を設置する。

管理濃度(労働安全衛生法・作業環境評価基準) 3.0mg/m<sup>3</sup>

許容濃度

日本産業衛生学会 (2012 年度)

第2種粉塵	吸入性粉塵	1 mg/m <sup>3</sup> (TWA)
	総粉塵	4 mg/m <sup>3</sup> (TWA)

保護具

呼吸器の保護具 : 防塵マスク

手の保護具	: 保護手袋
眼の保護具	: 保護眼鏡
皮膚及び身体の保護	: 保護長靴、保護衣

## 9. 物理的及び化学的性質

外観(物理的状态、形状、色)	: 固体 粉末 灰白色
臭い	: 無臭
pH	: 水と接触すると12~13
融点・凝固点	: 約1350°C
密度	: 2.70~3.30g/cm <sup>3</sup> (20°C)
溶解性	: 水に難溶
燃焼性	: 不燃性
その他のデータ	: 爆発性なし、水硬性

## 10. 安定性及び反応性

反応性	: 通常の条件では危険な反応は起こらない。
化学的安定性	: 水と反応して安定固化する
危険有害反応可能性	: 該当しない
危険有害な分解生成物	: 該当しない

## 11. 有害性情報

急性毒性 : データなし

皮膚腐食性・刺激性, 眼に対する重篤な損傷又は刺激性:

水と接触すると強アルカリ性(pH12~13)を呈し、眼、鼻、皮膚に対し刺激性があり、眼の角膜、鼻の内部組織、皮膚に炎症を起こす可能性がある。

呼吸器感作性又は皮膚感作性 : 極微量のクロム化合物が含まれており、六価クロムに対して過敏である場合にアレルギーが起こる可能性がある。

生殖細胞変異原性 : データなし

発がん性 : データなし。

生殖毒性: : データなし

特定標的臓器毒性(単回ばく露):

特定標的臓器毒性(単回ばく露)を持つと分類されている酸化カルシウムを最大2%含む可能性があるので、区分2(呼吸器系)に分類した。

特定標的臓器毒性(反復ばく露):

多量に長時間吸入すると「じん肺」になるおそれがある。特定標的臓器毒性(反復ばく露)を持つと分類されている酸化カルシウムを最大2%含む可能性があるので、区分2(呼吸器系)に分類した。

吸引性呼吸器有害性 : データなし

## 12. 環境影響情報

生態毒性	: 環境生物に対し有害であるとの情報なし
残留性・分解性	: 情報なし
生体蓄積性	: 情報なし
土壤中の移動性	: 情報なし
環境基準	: 土と混合した改良土からは、土壤環境基準を超える六価クロムが溶出する場合がありますので、事前に試験を行い、溶出量を確認する。

### 13. 廃棄上の注意

#### 残余廃棄物

- ・ 固化後、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき廃棄する。
- ・ 洗浄水などの排水は、水質汚濁防止法等の関係諸法令に適合するように十分留意しなければならない。
- ・ 処理等を外部の業者に委託する場合は、都道府県知事等の許可を受けた産業廃棄物処理業者に産業廃棄物管理表(マニフェスト)を交付して委託し、関係法令を遵守して適正に処理する。

汚染容器及び包装: 容器は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従い処分する。

### 14. 輸送上の注意

#### 国際規制

該当しない。

#### 国内規制

該当しない。

#### 輸送又は輸送手段に関する特定の安全対策及び条件

- ・ 粉塵のたたない方法で輸送する。
- ・ 破袋、損傷、容器からの漏れ、荷崩れ等の防止を確実に行う。
- ・ 湿気、水濡れに注意する。

### 15. 適用法令

- ・ 労働安全衛生法(粉じん障害防止規則)
- ・ 労働安全衛生法第57条の2第1項(通知対象物酸化カルシウム)
- ・ 化学物質排出把握管理促進法: 第一種、第二種指定化学物質に該当しない。
- ・ 毒物及び劇物取締法: 該当しない。
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ じん肺法

### 16. その他の情報

本データシートは、日本工業規格 JIS Z 7253:2012「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法—ラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」に準じて作成しており、製品の安全な取扱いを確保するための「参考情報」として、現時点で弊社の有する情報を取扱い事業者にご提供するものです。

記載内容は、現時点で入手できた資料、情報、データ等に基づいて作成しましたので、新しい知見に

より改訂されることがあります。

本データシートは必ずしも製品の安全性を保証するものではなく、弊社が知見を有さない危険性、有害性の可能性がありますので、取扱い事業者は、これを参考として、個々の取扱い、用途、用法等の実態に応じた安全対策を実施の上、お取扱い願います。